

インターネット上の人権侵害事象について

1 現 状

インターネットは、利用者が手軽に情報を入手できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できる利便性の高いメディアとして、また、インターネットショッピングやインターネットバンク等生活をする上で欠かせないものとして急速に普及している。

その反面、匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、他人を誹謗中傷したり差別を助長したりする個人や集団にとって有害な情報がインターネット上に掲載されるなど、人権にかかる問題が多数発生している。

大阪市はこのような状況に対し、憲法の保障する表現の自由に配慮しながらも、人権を侵害する悪質な情報の掲載に関しては、その防止対策の国への要望や、法務局・プロバイダへの削除要請等の対応を行っている。

2 これまでの取組み

○平成 19 年

- 同年 5 月に設置した、大阪府・大阪市・府市長会等で構成する「インターネット差別事象対策推進会議」に参画。

※インターネット上における、差別を助長し又は誘発する電子掲示板での差別事象についての適切・有効な対応策を検討・実施のため設置。(現在も継続中)

- 大阪府・府市長会・府町村長会の三者により、“インターネット等を利用した差別行為の防止対策について”、総務省等国の機関に要望書を提出。(三者による要望書は、毎年提出)

○平成 21 年 9 月

- インターネット上でグーグルマップを利用して大阪市内の同和地区一覧が掲載される。

○同年 10 月

- 大阪府(11 月)・大阪市が、大阪法務局及びグーグル社に削除を要請。

○平成 22 年 2 月

- 大阪府・大阪市が大阪法務局に再び削除を要請。(※現在もなお掲載されている)

○平成 24 年 1 月

- インターネット動画サイトについて、「人権擁護上、問題がある」として、大阪市より大阪法務局に削除を要請。

2 インターネット差別事象対策推進会議の取組み

○第1～9回 (平成19年5月～24年3月)

- ・電子掲示板上のモニタリング調査や国からの情報提供等の連絡調整を行う。

○第10～12回 (平成24年10月～25年3月)

- ・有識者等の参画を得て、3回の会議で意見交換を行い、有効な対応策を検討するとともに、毎年行っている国への三者要望に際しての考え方を以下の内容で整理することとした。

① 同和地区の所在地等の情報について、プロバイダによる削除等の自主的な対応を促進するため、

(ア) 契約約款モデル条項における禁止事項の具体的な事例を同モデル条項に例示

(イ) 各プロバイダの対応を先進的なものに統一化

について、国が業界の自主規制に方向性を与えるような方法（共同規制）を取り入れる等の積極的なサポートを求める。

② 契約約款に違反する行為については、プロバイダが、情報の送信を防止する措置を講じたとしても、賠償責任は生じないことをプロバイダ責任制限法に盛り込み、法規範として明確化を求める。

3 人権相談への対応と人権啓発の取組み

(1) 市民からの相談、申出に対する対応

インターネット上の人権侵害事象に対して、市民等から相談、申出等があった場合は、内容等を確認の上、プロバイダ責任制限法に基づく削除要請を行うよう助言するほか、場合により、本市から法務局やプロバイダへの削除の要請、警察への相談通報を行っている。

(2) 国への要望及び市民啓発等

- ・大阪府等とも連携して、引き続き、差別を助長し誘発する恐れのある書き込み等について、削除要請の継続し、また実効性のある人権侵害に関する法制度の確立を求めていく。
- ・本市職員の人権研修の課目に「インターネット上の人権侵害事象」を取り入れて実施している。

例) 平成24年度職員人権問題研修(管理者層)

「インターネットの自由と個人情報の保護」

- ・市民向け啓発冊子などにおいて、「インターネットと人権」について啓発を実施

例) 大阪市人権だより『KOKORO ねっと』No.16 (平成25(2013)年2月発行)

【特集】他人のプライバシーを侵害する情報発信をしていませんか？